

清朝同治年間における幕末期日本の位置づけ

——幕府の上海派遣を中心として——

閻 立

はじめに

1858年の欧美諸国との一連の安政条約が締結された後、日本は物価暴騰、銭相場の引き上げなどの経済困窮に陥った。幕府はこれに対処するため、従来の「居貿易」から「出貿易」へ転身しようと試みた。長崎における中国との伝統的な関係をふまえて、中国の上海をその「出貿易」の対象に挙げていたのである。

幕末の上海派遣についての先行研究は二つ側面からまとめることができる。

一つは派遣使節らの日記や報告書を研究対象にした研究である。これらの研究は主に使節派遣の過程および彼らの中国での活動を中心にして、西洋列強国に威圧された中国を見て、日本の危機感を喚起した使節らの認識に着目したものが多い。宮永考の『高杉晋作の上海報告』（新人物往来社、1995年）は幕末における数回の上海遣使の経緯を詳しく説明している。また、同書の最後に「幕船千歳丸の上海渡航に関する有益な論著」が取り上げられて、千歳丸に関する多数の論文が記されている（同 p244～245）。また、山根幸夫ほか編『増補 近代日中関係史研究』（研文出版、1996年）の中に、幕末における数回の上海派遣についての先行研究を総合的に紹介している。中国側では王暁秋の「太平天国革命対日本の影響」（『中国近代啓示録』、北京出版社、1987年）と馮天瑜の『「千歳丸」上海行——日本人一八六二年の中国観察』（商務印書館、2001年）がある。両方とも日本側の資料を利用しているが、太平天国についての情報や上海の実態が使節らによって日本に伝えられ、日本人の中国観を転換させ、近代化を進ませたという角度からの研究である。

いま一つの先行研究は中国にある「総理各国事務衙門清檔・無約国案」という史料を利用し、中国側から見た幕末日本という側面から行われた研究である。この史料は台湾の中央研究院近代史研究所所蔵の外交档案の一部であり、1862年の千歳丸の上海派遣、1864年の健順丸の上海派遣、1868年の長崎奉行から来た書簡をめぐる中国側の意見を反映している。こちらの先行研究の数はそれほど多くない。王璽の『李鴻章與中日訂約（1871）』（中央研究院近代史研究所、1981年）はこの史料を利用して、日清修好条規が締結される前の日中交渉の過程を明らかにした。日本側では佐々木揚の『清末中国における日本観と西洋観』（東京大学出版会、2000年）の中でこの史料について触れている。川島真の論文「江戸末期の対中使節への新視角——総理衙門檔案からの問い——」（『中国研究月報』2003年5月）は、外交と近代上海システムの形成という新しい角度から幕末の上海派遣を

解釈している。

本論文ではこの「総理各国事務衙門清檔・無約国案」を利用して、1862年から明治維新直前までの清国官僚の対日観を究明したい。つまり、上述した二回の幕府上海派遣および長崎奉行からの書簡に対する日本の使節団と直接に接触した上海地方の行政官である上海道台（蘇松太道ともいう）、南京条約以後、各条約港の対外事務を担当する五口通商大臣（のち南洋通商大臣）¹⁾、1861年に設立された清政府の対外機構である総理衙門のそれぞれの意見を分析し、地方から中央までの各等級の機構が持っていた日本観を明らかにする。

特に、明治維新直前に長崎奉行から上海道台に宛てられた書簡に対する中国側の対応について詳しく分析したい。中国側では近い将来に日本との間で「章程」を結ぶことを予想し、いろいろな下準備を行われていた。その内容の分析を通じて中国内部の対日態度の転換および中国から見た幕末日本の位置づけがより詳細に把握できると考える。

一. 千歳丸の上海来航

1. 最初の上海貿易

長崎奉行から派遣された千歳丸一行67人（日本人51名、イギリス人15名、オランダ人1名）は1862年5月25日長崎より出帆し、6月3日に上海に到着した。そして6月5日にオランダ領事と共に上海道台を訪問した。上海道台の呉煦はその様子を五口通商大臣の薛煥に次のように報告した。（引用文は清朝の年号を使う。同下。）

（同治元年）五月初九日に上海駐在のオランダ領事哥老司（デオドルス・クロース）が、「東洋日本国」の頭目の根立助七郎など8人を連れて官署にきた。彼らは本国の上司の命令によって13人の商人を同伴させ、なまこ、ふかひれ、昆布、アワビ、漆器、扇子などをオランダ商船に載せて渡航してきた。「オランダ商人によって税関の申請、検査、納税、輸入などの手続きをする。試しに貿易を行いたいので、上海で売買の許可を求める」という要請をして来たのである²⁾。

日本側の要求に対して呉煦の考えは、中国の商人が乍浦から日本に行って銅を購入する前例はあるが、日本の商人が中国へ貿易をしにくることはない。規則によって貿易を許可することができない。しかし、海を渡って遠方から来たことでもあるし、オランダ商人によって税関の手続きを済ませるということを考えると拒否することはできない。そこで、天朝の遠人を懐柔する意を以って、臨時に融通をし、オランダ商人の貨物として急いで販売することを許可する、というものであった。

最後に、呉煦は日本使節に「中国の貨物の購買は不可であること、早々に資金を持参し、オランダ商船で帰国すること、次回からこのような軽率な行動を止めること」というよう

1) 五口通商大臣は1844年に設立され、広州に駐在する。1859年上海に移し、1866年に南洋通商大臣と改称される。本論文で使われている台湾中央研究院近代史研究所所蔵された「総理各国事務衙門清檔」の中で「上海通商大臣」と記しているが、同じ役である。

2) 同治元年七月初一日収、通商大臣薛文一件（総理各国事務衙門清檔、「無約国案（日本）」01-21, 22-(1)）

に指示した³⁾。ここでは、呉煦は恐らく日本側が再び来ることを予測していたので、それを諦めさせるために、前もって「次回の行動」を制止したのであろう。

そして五月二十九日、呉煦は自ら日本人の滞在先へ行って様子を確認した。そこで日本人は呉煦に対して、上海で「長毛の乱」(太平天国)が起きているので、持参してきた貨物は売れ行きが悪く、かなり損失をうけている。また気候風土に合わないから三名の商人が死んでしまった。残っている貨物が売り終わったら直ちに帰国したいという事情を説明した。

呉煦は日本人が確かに帰国したい意があると感じ、「最近、西洋各国は日本と通商して以来、日本の産物を全部上海に運んできて販売する。貨物が増えたら値段が下がるのは当然であろう。そして上海では太平天国の乱で商品の売れ行きが滞っていることも事実である。今回日本側は上海での貿易試行の目的が達成できなかったのも、今後、再び来ることを止めるかもしれない」というように判断している⁴⁾。

呉煦は朝貢体制の理念に基づいて、日本と対応しており、今回のみ特例として、「一回切り」の貿易を認めたが、今後の日本との貿易の可能性を否定的に捉えていた。

一方、この呉煦の報告をうけて、五口通商大臣の薛煥は総理衙門に出した書簡の中で「日本は通商各国の中に入っていない。いままで中国へ来て貿易を行ったことはない。オランダが無条約通商国なのに、日本の商人らを連れてきて貿易を行うようなことが始めれば貿易を独占する弊害(「包攬之弊」)を招く恐れがある。将来各国は相次ぎそのような真似をしたらどうやって止められるのか。したがって次第に広がる可能性を防ぐ必要がある」という意見を述べている⁵⁾。

薛煥は、まず日本は通商国の一員ではなく、中国へ来て貿易をおこなったことがないとすることを強調した。そして彼が一番心配していたことは、各国が日本の真似をすれば「代理貿易」が止められなくなることであろう。数多くの条約港を担当する薛煥は上海道台の呉煦よりもその危険性を認識していた。

この書簡を受け取った総理衙門は、今回日本に対してとった対応策を「極めて適切である」と肯定した。ただ、「海外の小国が非常に多いので、万が一その話を聞いて相次いでやってくれば的確に調べて対応する方策がない。呉煦に厳しく命令して、今後、各国の商船が来航するとき、必ず的確に調べ、できるだけ適切に取り扱う。各国に日本の真似をさせないようにすることは非常に重要である」という指示を出した⁶⁾。

総理衙門は呉煦の「天朝は遠方の人を懐柔する」という伝統的な対応を評価しながら、薛煥の意見を受け入れて、もし多数の小国が日本の真似をしてやってくれば総理衙門は対応できないと判断し、このようなことが今後起こらないようにせよと指示したのである。

初対面で呉煦は日本側の使節に対して「ただこちらの命令を聞き、言葉使いもかなり恭

3) 同治元年七月初一日収、通商大臣薛文一件

4) 同治元年七月初一日収、通商大臣薛文一件

5) 同治元年七月初一日収、通商大臣薛文一件

6) 同治元年七月初四日行、通商大臣薛文一件

順である」という印象を持ったが⁷⁾、総体的に言えば、千歳丸の訪問は中国側にそれほど注目されなかったといえよう。当時、太平天国の乱が清政府にとって「心腹之患」であったので⁸⁾、上海では太平天国を鎮圧することが官僚らにとって一番の関心事であった。

そして、1861年に総理衙門が設立されたばかりであった。元々、総理衙門は太平天国を鎮圧したあと、外国の事務が簡単になったら「即ち撤退し、軍機処の管理に従い、旧制に合わせる」という臨時的な性格をもったもので⁹⁾、西洋列強国との交渉を中心としており、それ以外のことには干渉したくなかったのである。日本の商船に一回切りという対応策を出した上海道台に比べて、五口通商大臣や総理衙門はこれによってほかの「弊害」が引き起こす可能性を警戒していた。

2. 上海通商の要請

それから約一ヵ月後、上海での売れ行きがよくないので、日本の使節は再び呉煦と会談をした。その会談の際、まず、上海に滞在して2ヵ月にもなるのに、売れた貨物は半分もなかったのだから、片づけて帰国するつもりだと言った。そして、上海で通商している無条約の小国が多く、これらの国は各条約港で条約国の規則にしたがって貿易を認められているが、ただ北京と長江の沿岸の各港に入ることはできないというような話題に転換した。

会談の最後に「日本は中国に甚だ近いし、また銅商が毎年日本で銅を購入し、日本側は真面目に対応し一向に問題はなかった。西洋の無条約国の例にならって敢えて締約を申し出ず、日本の商船は上海だけで貿易し、また領事を設けて、部屋を借りて滞在し、日本商人の通関の手続きを手伝うから、格別に恩恵をいただきたい」というように要求した¹⁰⁾。

日本側の要求を聞いて、呉煦は「西洋の無約国は元々広州での貿易が許可され、五口通商が始まってから、上海へ移ってきて随分時間が経っている。そのとき奏上したかどうかに関しては上海ではそれに溯ることはできない。中国商人は日本へ行って銅を購入したことがあるが、これまで日本の商船は来たことはなかった。したがって各条約港で通商する諸国の仲間に入らない。従来通りにするべきであり、願いをすぐに受け入れることはできない」というように日本側の要求を却下した¹¹⁾。

さらに、日本の使節は大皇帝の聖徳が天のごとく、「一視同仁」をもって、西洋と東洋の商人を同じように扱うべきであり、上海での通商の件を上奏しようと呉煦に頼んだ。

呉煦は日本側の「格外恩典」や「一視同仁」などの語句から誠意を察し、上海だけの貿易を求めており、別に他の悪巧み（狡詐）はないと判断した。したがって、「日本国の商船は西洋の無条約国の章程を参考にしてもっぱら上海のみでの通商を許可することを上奏できるか」ということを薛煥に提案をした¹²⁾。そのほか、上海で貿易を行っている条約国

7) 同治元年七月初一日収、通商大臣薛文一件

8) 『咸豊朝籌辦夷務始末』巻71, p18

9) 『咸豊朝籌辦夷務始末』巻71, p18

10) 同治元年八月初四日収、通商大臣薛署江蘇巡撫李文一件

11) 同治元年八月初四日収、通商大臣薛署江蘇巡撫李文一件

(7国)と無条約国(9国)のリストも提出した。

この報告書を読んだ薛煥は、無条約国に対して以前に上海ではどのように通商を認めたのかを調べるようと呉煦に命令した。

調査の結果、咸豊3年(1853年)に上海は太平天国に占拠され、上海道署の公文は全て紛失したので、調べようがない。道光23年(1843年)のイギリス善後条約の第8条に、これまで各国の商人は広州での貿易のみ許可したが、皇帝の恩恵をうけて西洋各国の商人の全ては福州、アモイ、寧波、上海での貿易ができるようになるという内容を記している。

この件について通商大臣薛煥と江蘇巡撫李鴻章は意見を出さないまま、呉煦の報告書と通商国のリストとともに総理衙門へ提出した。

つまり、日本側は地理的に近い、また事実上貿易関係がすでに存在していることを強調し、さらに日中間で共有されている朝貢の理念を建前として利用し、上海での貿易の資格を得ようとした。

この日本の上海貿易の要求に対して、呉煦は従来原則によって断った。しかし、彼は日本と接触しているうちに、日本側の経済困窮を理解し、日本人が持っている朝貢理念から「誠意」を感じ、また、上海ですでに十カ国以上の国と通商している現実に基づいて日本に対して上海のみの貿易を許可しようと五口通商大臣に提案した。この場合、呉煦は日本を一港のみの通商国にして、別に「弊害」がないと考えていた。一方、彼の提案に対して、五口通商大臣と江蘇巡撫はすぐに応じなかった。

呉煦は日本の上海での貿易を許可することを上司に勧めたが、彼は日本の行動に対して疑問を持っていた。上述したように、呉煦は日本の貨物の売れ行きが不振で、いい値段で売れないとの話を聞いて、おそらく日本は二度と来ないだろうと推測していたのである。しかし、二か月後日本側は西洋の無条約国の例にならって通商しようと申し込んできたのはなぜであろう。彼はその理由を日本側に尋ねてみた。

日本側の答えの大意は次のようである。

日本はかつて西洋のオランダだけと通商し、二百年も続けており特に問題はなかった。数年前からイギリスやフランスなどの国が突然日本にやってきて、兵力に頼り、締約と通商を迫ってきた。仕方がなく彼らの希望通りに現在三つの港口で通商を行っている。毎年、税関の収入は約百万洋銀である。これでは公使の往来の費用と税関の経費に充当するに過ぎない。国にとって特に益がない。日本の産物は多くなく、従来自国の商人はそれで生計の道を図ってきた。今は西洋の商人に利権を独占されて、確かに商人に損をさせている。しかも、西洋の商人は広く日本の産物を集め、品物は洋銀で引き上げる。そこですべてのものが騰貴してしまった。最も民に損害をもたらしている。しかし、力で制することができなく、拒絶することもできない。そこで官民が相談し、産物が西洋商人によって運び出されて利益を独占されるよりは、自分で販売し

12) 同治元年八月初四日収、通商大臣薛署江蘇巡撫李文一件

たり、各国へ行って貿易を行ったりしたほうがいい。それで少し西洋の勢力を分散させることができるかもしれない。今回上海に来て特別に融通してもらってオランダの商品として通関ができた。すべての貿易はオランダ領事館の主張に従って、手数料が取られ、さまざまな威圧をうけてきた。そこで本国の上司に報告したが、事実によって密かに上海道台に報告するように命令された。西洋の無約小国の規則に基づいて上海での通商を許可していただけたら他人の抑制をうけなくてすむ。これはやむを得ない苦衷である。天朝の徳化を慕い、清朝を観光したいと思って上海へ貿易をしに来たのである。しかし、目下太平天国の乱で貨物の値段が低くなっている。中国国内が安定すれば必ず互いに利益を得ることができる¹³⁾。

呉煦は使節が言った内容が事実であろうと思いつつ、日本にはこれまで通商を許可していなかったのに、いま突然始めることは非常に困難であると日本側に説明した。

これに対して、日本の使節は中国商人がこれまで日本で銅の購買を行ってきたから、行きがあれば来るのも当然である。必ずしも理由なしで来るのではなく、なんのよりどころもなく通商を求めるのとは違ふと強く主張した。

そこで呉煦は明末の倭寇に対して中国人がまだ宿怨を捨てていないというように別の理由をもって日本の要求を断ろうとした。

日本の使節は当時の主犯者18人を逮捕して処刑した。悪民が時に乱を起こしたが、最初は予想も及ばなかった。日本は別に異心を持っているわけでもなかったと説明し、また、呉煦の信頼を得るために、日本の記録に署名して後日送ることを約束した。

そして、日本の使節は別の問題を二つ言い出した。

一つは、以前、中国の銅商の楊と王二人が日本へ行って銅を購買した。まだ互いに清算されていないものがある。敢えて中国官人に代わりに催促してもらわなくても、本人に顔を出して処理させるように願った。

もう一つは、昨年江蘇省に太平天国の乱があったので、江蘇と浙江の難民が男女数多く西洋の商船に乗って日本に来た。長崎に寄寓し、最近では数千人に上っている。その中には商売をやる人が徐々に出てきたが、西洋の領事の管轄に従うわけではない。日本にとって中国人の滞在者を管理しにくい。もし犯罪があった場合、非常に処理しにくい。

一つ目の問題について呉煦は地方の乱が安定してから、また調べると、二つ目に対しては「江蘇と浙江の難民は中国官人の許可を得て日本に行ったのではない。日本はその避難を憐憫に思い、暫く收容して好意を示してくれた。今後、諭令を發して早く帰国させ、これで落ち着くようになる。もし長く滞在して犯罪を犯した場合、中国に船で送らせ、中国で裁いても差し支えない」というように答えた¹⁴⁾。

今回の会談を通じて、呉煦は日本側の意図を次のように分析した。「日本は中国との往

13) 同治元年八月初四日収、通商大臣江蘇巡撫李函一件

14) 同治元年八月初四日収、通商大臣江蘇巡撫李函一件

来を明示し、それで通商の許可を引き出すほかはない。西洋の商人に制され、利権を分けたいのが主因であろう」と述べている¹⁵⁾。

呉煦の報告を受けてから、薛煥と李鴻章はまた総理衙門へ書簡を提出したが、その中で「日本は東洋の島国である。歴代の歴書を見ると、『皇清通考』の「裔門」に記されている。また近くの『海国図志』、『瀛寰志略』などの書籍にも載っている。日本は確かに明代に中国と往来していたが、我が清朝においては商人だけが日本へ行って洋銅を購入する」というように両国の関係を軽く触れている¹⁶⁾。これまで日本が中国と貿易する資格がないことや「弊害」などを強調していたが、その態度に変化が少し見られた。しかし、肝心な通商の許可についての具体的な意見はなかった。

八月初八日に総理衙門は薛煥に「通商の弊害があるかどうかの質問に対して、総理衙門は当て推量で答えることはできない」という返事をしている。しかし薛煥に時勢をよく考え、状況を調べ、適切に取り扱う。しかも、どのように取り扱ったのかを急いで詳しく総理衙門に報告するよう指示を出した¹⁷⁾。

日本の上海通商の要請に対して、呉煦は可能性があると思いながら、「倭寇」に対する中国人の対日感情などを理由にして日本の要求を断った。しかし、日本側は朝貢理念を建前にしながら、銅商や長崎の難民など現実の問題を取り上げ、呉煦を説得した。一方、五口通商大臣と総理衙門は呉煦の提案に対して、以前のように「弊害」ばかりを強調していなかったが、明確な指示を出さなかったのである。

3. 日本使節の伝言

上海での通商の許可をもらわないまま、日本側一行はすでに1862年8月1日上海からオランダ船で帰国していた。帰国するまえわざわざ伝言を残した。以前上海での通商を求めた件については間に合わないが、もし許可を下りたらオランダ領事の哥老司に書簡で知らせてください。もし拒否された場合でもオランダ領事に知らせてほしい。そうすれば改めて公使を派遣し要請しにくるという内容であった¹⁸⁾。

中国側では通商の許可について、意見の分散がはっきり見られた。呉煦は「日本側は通商だけを求めているが、しかももっぱら上海のみで、別の希望はないのである。また悪巧みもないので、その要請を許可すべきである」と主張している¹⁹⁾。

また上海での通商方法について「入港と出港の貨物税はすべて海関で徴収する。通関の手続きも西洋無条約の例に倣って一律にやる。並びに領事の設立を許可し、部屋を貸し滞在させ、日本の通商事務を管理させる。他の東洋諸国は日本を例にしてはならない。また領事に日本商人が勝手に別の港口で貿易しないことを約束させる。これによって制限を示

15) 同治元年八月初四日収、通商大臣江蘇巡撫李函一件

16) 同治元年八月初四日収、通商大臣江蘇巡撫李函一件

17) 同治元年八月初八日行、通商大臣薛文一件

18) 同治元年閏八月初三日収、通商大臣薛署江蘇巡撫李文一件

19) 同治元年閏八月二十八日収、通商大臣薛署江蘇巡撫李文一件

す。それで別に弊害がなさそうである」という具体案を提示した²⁰⁾。つまり、呉煦は日本を西洋無約国より一段下に、東洋諸国より一段上の位置に置いている。

それに対して、薛煥と李鴻章は「今後全く弊害がないということは確実に信じがたい」という反対意見を出した²¹⁾。そして通商の許可について「まず堅い言葉で断って、もし日本の公使が来たらまた適切に取り扱う」という提案を示している²²⁾。二人は相変わらず慎重な姿勢を示している。

一方、両方の意見をうけた総理衙門は「外国人は性質が悪賢い。もし要請に応じたら、また欲望がどんどん進んで、さらにほかの開港口に対して野望を抱くという恐れがある。しかも無約の小国は甚だしく多いので、相次ぎ真似をする恐れもある」と日本に対して不信感を示している²³⁾。そして「日本は要請が応じられなかったら再三やってくることは当然である」と考えている総理衙門は薛煥と李鴻章に「拘泥しすぎる必要もないし、寛大しすぎてはいけない」と柔軟な対応策を出した²⁴⁾。総理衙門は基本的に五口通商大臣と同じ意見を示したが、日本の行動に対して不信感を感じながらも、今後は柔軟性をもった対応策をとる方向を打ち出した。

その後、新任の上海道台の黄芳は日本との通商について意見を発表した。「今後必ず弊害がないといえないが、殷々と敬慕していることによって急に野望を抱いて他の開港口を要求するほどにはならないようである。もし堅く断りすぎるなら日本から公使を派遣し再び要求に来るかもしれない。かえって遠人を懐柔する意を示すことができなくなる。そして各小国は相次ぎ真似をすることもないとはいえないが、ただこれまで日本と銅船の往来があったので状況は違うだろう。各小国のことはそのときになってまた調べて取り扱うべきである。日本一国だけは、前任の呉道台の提案に従って西洋無条約の例に倣って上海のみで通商し、領事を設けて、部屋を借りて滞在し、自国の事務を処理する。しかし日本側に他の港口で貿易をしてはいけないと説明し、制限を示す必要がある」と呉煦と同じように「上海港のみの通商」と「領事館の設立」に賛成する姿勢を示している²⁵⁾。

千歳丸の来航に対して、以上に示した中国側の対応をまとめてみよう。

最初の段階で、上海道台は朝貢理念に基づいて日本の一回切りの貿易を認めた。一方、五口通商大臣と総理衙門は、これによってほかの「弊害」を引き起こす可能性に警戒心をもっていた。のち、日本側の上海通商の要求に対して、呉煦と黄芳二代の上海道台は同意することを示したが、五口通商大臣と総理衙門は、まず断って日本公使が来たときに改めて柔軟に対応する方針を定めた。

結局、中国側の意見が一致していないうちに、箱館から派遣された健順丸が上海に来航

20) 同治元年閏八月二十八日収、通商大臣薛署江蘇巡撫李文一件

21) 同治元年閏八月二十八日収、通商大臣薛署江蘇巡撫李文一件

22) 同治元年閏八月二十八日収、通商大臣薛署江蘇巡撫李文一件

23) 同治元年九月初四日行、通商大臣薛文一件

24) 同治元年九月初四日行、通商大臣薛文一件

25) 同治元年十一月十九日収、通商大臣薛署江蘇巡撫李文一件

してきた。

二．健順丸の上海派遣

箱館奉行所から派遣した健順丸一行（約50名日本人）は、1864年3月16日に日本（兵庫）を出帆し、3月28日に上海に到着した。今回はオランダだけではなく、イギリスにも斡旋を依頼し、上海道台との連絡をとった。

このとき応宝時が上海道台の代理となり、日本使節の来訪を通商大臣へ報告した。

（同治三年）三月初三日、イギリス領事館の通訳は山口錫次郎など5名の日本人を連れて上海道台の官署へ来た。この5人に対する印象は「礼を恭しく執り行っている」²⁶⁾。日本側は今回の目的は「海に慣れるため、木造の帆船であちこち遊歴し」、また「商人に頼まれて海藻などの貨物を持ってきて上海で販売したいので、もし通関できれば非常に感謝する。三月末に帰国しなければならない。上陸して滞在しない」というように説明した²⁷⁾。

そこで応宝時は「急いで貨物を販売し、早く帰国し、上海に長くいてはいけない」と日本の使節に命令を出した²⁸⁾。同時に、税務官の狄妥瑪（D. Thomas）に「日本の番号で税関の手続きをすませるように」と指示した²⁹⁾。

そしてこの報告書のなかで、応宝時は「乾隆四十六年に戸部が刊行した『江海関則例』³⁰⁾に東洋の商船の入港と出港の税額および商人の取り引きという条文があり、東洋の商船が上海で貿易するのは禁止されていなかったが、中国との通商は西洋より早い」というように清朝において日中貿易関係が存在している事実を強調している³¹⁾。彼はこれ以上何も書かなかったが、しかしこれまで討論してきた日本の上海貿易の問題について、自分の態度を示している。

応宝時の報告をうけた通商大臣は、日本側が自ら通関手続きを行い、3月末に帰国し、居留しないなどの言動によって別の事情がないようで、同情する意を示し彼らの要求を許可すればとの提案を総理衙門に出した³²⁾。

総理衙門は上海通商大臣に「通関の手続きが完了したかどうかを調べ、急いで貨物を販売し、帰国することを催促する。前例に従って、勝手に長江の各港口に入り、他の港口での通商を図ることを許可しない。これによって制限の意を示す」という従来通りの指示を出した³³⁾。

26) 同治三年四月初十日収、上海通商大臣文一件（総理各国事務衙門清檔、「無約国案（瑞・那・日本）」01-21, 22-(2)）

27) 同治三年四月初十日収、上海通商大臣文一件

28) 同治三年四月初十日収、上海通商大臣文一件

29) 同治三年四月初十日収、上海通商大臣文一件

30) 『清史稿』「志一百三十三・邦交六・日本」の中に「乾隆四十六年、戸部奏請領江南海関則例、定東洋商船出口貨税律」と記されている。

31) 同治三年四月初十日収、上海通商大臣文一件

32) 同治三年四月初十日収、上海通商大臣文一件

33) 同治三年四月十三日行、上海通商大臣文一件

1864年5月1日上海の黄浦江を出帆し帰国した。

今回日本側は滞在期間が前回より短くて、しかも、中国側に対して、通商や領事の開設などの要請を一切しなかった。そこで、上海道台、通商大臣および総理衙門の三者は比較的一致した意見をもつことができた。

ここでは注目したいことが二つある。一つは、応宝時は乾隆年間の則例を取り上げ、日中貿易関係はすでに存在している事実を主張していたことである。これまで日本との貿易は一方的で、日本側が来ることがないという中国側の原則が崩れたことになる。

もう一つは、前回の千歳丸と違って、今回は「日本編号」で海関の手続きを行ったことである。上海道台のこのやり方に対して、五口通商大臣および総理衙門は指摘していなかった。千歳丸にはイギリス人とオランダ人が乗っていたが、今回健順丸に全員日本人であったためかもしれない。「数代にわたる上海道台の動きが日本の突破口を開いていった」といわれたように³⁴⁾、日本は通商の正式化への道を開いたのである。

三. 長崎奉行からの書簡

1. 書簡の内容について

1868年、長崎奉行の河津伊豆守はイギリスの使節に頼んで上海道台に書簡を送った。

まず1868年頃の中国国内の状況を簡単に説明しておく。国内において太平天国や捻軍の反乱が鎮圧され、社会秩序は安定状態に回復しつつあった。一方、対外関係においては、1861年、総理衙門設立当時は中国と条約を結んでいた国は五ヶ国（英仏露米独）にすぎなかったが、その後、1868年までオランダ、デンマーク、スペイン、ベルギー、イタリーなどの国と条約を結んだ。また、中英天津条約（1858年）の締結から10年目に迎えており、条約改正時期にあたるので、中国側でこの時を機会に条約を少し有利に改正したいため、西洋条約国と交渉している時期でもあった。

同治七年正月二十四日に長崎奉行の書簡はイギリスの領事温思達（C. A. Winchester）を通じて、上海道台の応宝時の手に届いたのである。書簡は楷書と草書で書かれたが、草書は長崎奉行の河津伊豆守が書いたものだが、楷書は翻訳によって書かれた文である。

内容は二つあるが、一つは同治元年の使節団が上海で款待を受けことに対するお礼、もう一つは旅券の件である。日本人はヨーロッパへ行くとき、官署から旅券（路照）が発行される。前もってその旅券の取り調べの印章を西洋諸国に発送し、通り過ぎた客を調べることができる。これで至る所を安全に通行できる。現在、中国で学術を伝習し、また商売するため中国に滞在したいという要請が出ているので、今後、このような人が中国へ行った時、面倒を見てください。しかし、気ままに入ることを恐れるので、旅券の取り調べの印章を上海道台署へ送る、という手紙であった³⁵⁾。

34) 川島真「江戸末期の対中使節への新視角——総理衙門檔案からの問い——」『中国研究月報』2003年5月

35) 同治七年三月初三日収、上海通商大臣文一件（総理各国事務衙門清檔、「無約国案（日本）」01-21, 22-(3)）

二回の来航時より、今回の手紙は的確に多くのことを要請している。つまり通商のみではなくて、學術を伝習するという内容を増やし、また場所については上海のみだと書いていないし、滞在期間は長期（「僑寓」）になる、という手紙であった。これに対して応宝時は次のように意見を述べている。

「これまでの上海での通商が終わると直ちに帰国するのと違って日本人は中国に滞在することを要請している。もし中国に滞在する人が犯罪を起した場合どのように処置するべきかについては書簡に書かれていない」という不安の意を示している³⁶⁾。そして、日本人は上海のみではなくて「中国」に滞在することを意識している。

一方、もし通商の要請が強く拒否された場合、日本人は必ず西洋諸国の力を借りて中国と締約することになる。そこで、応宝時の提案は、「ここで日本商人との貿易を認めておいて、別途、制限する章程（箝制章程）を議定したほうがよい。これで朝廷の寛大な意を示しながら、条約国を増やさなくても済む」とのことであった³⁷⁾。

応宝時は長期滞在の日本人の犯罪を心配しながらも、日本側の要請を拒否すると条約を結ばれる可能性を予想していた。そこで、彼は中国側が主導権を握って先に日本を「制限」できる章程を結ぶというように考え、日本に対して優位に立つという態度を示している。

このときの通商大臣は曾国藩にかわった。彼は応宝時の提案を読んで、以前の千歳丸と健順丸の経験进行分析し、自分の意見を述べている。「（上海港のみの通商は）総理衙門に認められたが、ただ領事の開設については同治元年も三年も未決である。今回上海で商売する要請があるので、許可すべきである。一方、學術の伝習については何の學術であるかを調べる必要がある。旅券の印章については、西洋通商各国との間にこのような例がないので、総理衙門の指示に従う。もし印章が届いた場合、直ちに受け取らないようにする。しかし、入港することは許可する」というように応宝時に指示を出したのである³⁸⁾。

すなわち、前任者と違って曾国藩が通商を認めるようになったことは中国側における大きな転換である。一方、學術の内容には疑問を持っていて、また、旅券の確認用の印章については必要ないと判断した。通商の場所については、応宝時は「中国」、即ち各条約港を視野に入れていてに対して、曾国藩は「上海」の一港に限定している。

今の度、応宝時と曾国藩の提案に対して、総理衙門は具体的な意見を述べた。

まず通商について「もし日本商船は上海のみで貿易をし、長江に入らず、ほかの条約港にも野望を持たなければ、前例があった以上、入港を認めよう」というように上海のみの貿易を認める姿勢を示した³⁹⁾。

また、通商の章程をどのように決めるかについては、三つの選択肢を取り上げた。

- ① 例年無約各国が上海で貿易している事例を参考することができる。
- ② シャム（暹羅）の商船の納税章程を参考できるかどうかを討論するべきである。

36) 同治七年三月初三日収、上海通商大臣文一件

37) 同治七年三月初三日収、上海通商大臣文一件

38) 同治七年三月初三日収、上海通商大臣文一件

39) 同治七年三月初八日発、上海通商大臣文一件

③ 中国の商人が日本で貿易を行う際、日本は厳しく制限しているらしいが、どのように制限しているのか、中国にとってそれを参考できるのかどうか、かつて日本で貿易した商人に様子を聞くべきであろう⁴⁰⁾。

五口通商大臣と同じように総理衙門は今回は上海のみの通商を認めるようになった。そして日本との間で「章程」を結ぶことに対して異議を示していない。

また、この書簡と同時に、総理衙門は曾國藩個人宛てにまた一通の手紙を出して、同治四年に定められたシャムとの間の方法を紹介した。

まず輸入と輸出の貨物をすべて確認したうえ、商品を船牌に記録し、税務司の検査印を押したのち、税関へ行って通関の手続きを行う。税は西洋商船の輸出入税の項目に入れている。北洋（北方の諸条約港）は長くこの方法でやってきて、全く弊害がない。ただし、シャムは中国の属国で日本と少し違う。しかし、シャム、安南の国の商船は、中国が各国と締結する以前から中国と通商し関税の手続きを行ってきた。当然日本は属国と別に扱うべきである⁴¹⁾。ここで、日本は属国とはっきり区別されたことに注目したい。

また、手紙の中で「今後章程を規定する際、脱税（偷漏）や詐欺商売（影射）や犯罪などをどのように防ぐか、また日本側の『學術を伝習する』とはどのような意味であろうか、これらのことを必ず全体的に判断し、わずかな油断があってもいけない。表面的には懐柔の意を示し、実は日本の野望を防ぐ。（中略）洋務を取り扱うのは目の前のことをごまかすのではなく将来のことを考えなければならない」と書いている⁴²⁾。

この時期において、西洋条約国との間で条約改正をめぐる苦勞している総理衙門は新しい章程の内容についていくつかの注意点を指摘し、細かく指示を出している。条約の意味に対する理解が深まったと考えられる。

2. 上海道台の返信

三月十四日に上海道台応宝時はイギリス領事に託して返信を日本側へ出した。

手紙の中で、まず日本側の「學術を伝習したり商業をしたりするので、滞在する者」に対して、応宝時は前回の山口錫次郎の例だけ取り上げて、滞在をしていなかったことを書き、そして學術伝習についてどのような學術を伝習するか、また中国人について学習するかそれとも中国人に學術を伝えるのかと尋ねた。

そして旅券の印章については引き受けることはできない。貴国の人は中国へ来て、もし境に入れば禁を問ひ、国に入れば俗を問ひ、中国の規定を守り、中国人と争いがなければ、いいのである⁴³⁾。

ここでは健順丸の例を取り上げたのはやはり日本人が長期的に滞在することを避けたいということであろう。また、応宝時は最初から心配していた滞在者の犯罪について、手紙

40) 同治七年三月初八日發、上海通商大臣文一件

41) 同治七年三月初八日發、上海通商大臣信一件

42) 同治七年三月初八日發、上海通商大臣信一件

43) 同治七年四月十三日収、上海通商大臣文一件

の中で「中国の規定を守るように」と警告している。一方、この手紙の中で通商のことおよび場所について全く触れていない。

以上長崎奉行から来た手紙に関して中国側の考えをまとめてみよう。

上海道台応宝時は日本の長期滞在を認めるなら犯罪のことを考えないといけないといっている。またもし日本側の要求を拒否すれば、日本は西洋の力を借りて条約を結ぶことになるかもしれない。そうすると、中国にとってまた条約国が増えることになる。そこで彼が考えたのは、まず日本と通商して、のちに西洋と異なる「制限」をする章程を結ぶことを提案したのである。

通商大臣の曾国藩は日本側の手紙に書かれた通商、伝習学術、旅券の要求に対して通商（上海のみ）は認めたが、学術の内容については確認する必要がある。また旅券については、西洋各国との間でそのやり方がないので、受けとることができないと考えていた。

今回総理衙門は以前より具体的な指示をしている。とくに「章程」の内容について三つの提案を出して、そして章程内容の注意事項にも触れている。この時期、総理衙門はちょうど西洋列強国との間で条約改正をめぐるいろいろな交渉をやっていた。その関係で、「章程」の内容について以前より細かいところまで注意していたのであろう。

3. 中国側の下準備

総理衙門の指示にしたがって、応宝時はいろいろ調べた。そしてその結果を曾国藩に報告している。

上海における無約各国の貿易章程を調べたところ、西洋の船で運送する場合、英仏各国と同様であり、シャムの納税章程も各国と同じである。将来日本を厳しく制限する場合、日本が中国商人を扱う方法に従えば最も周密であろう。しかし、日本人は西洋各国の例を見て西洋と同じようにすると要求する恐れがある。そして日本側から章程の議定を言いだした場合、さきに中国人が日本で貿易章程を例にすることを主張すればよいだろう⁴⁴⁾。

総理衙門の三つの提案に対して、応宝時は西洋無約国やシャム貿易などの規則はすべて西洋条約国と同じなので、中国にとって第三の提案、つまり長崎貿易の規則に基づく新しい章程を結ぶことが最も適切である。彼は日中間に存在している独自の貿易規則に従って西洋条約国と異なる規則を作ることを考えていたのである。

そして長崎で貿易をした銅商を訪ねて、中国商人に対して日本側が定めた貿易章程を手に入れた。ここでまとめられた10カ条の内容は主に中国商人の長崎唐人屋敷での貿易と生活規則である。

この規則を読んだ曾国藩は第九条と第十条についていくつかの質問を出した。

まず、第九条と第十条の内容を紹介しておく。

第九条：日本は中国と通商して二百年あまりたっているが、税関はない。西洋と通商して日本は初めて税関を設立し、すべて関税を完納しなければならない。貨物の「粗貨」と

44) 同治七年閏四月十四日収、上海通商大臣文一件

「細貨」によって税金が変わる。薬材、糖、雑貨類は「粗貨」で、毎銀百両から五両の税金を完納する。絹織物、毛織物、布類などは「細貨」で、毎銀百両から二十両の税金を完納する。貨物の価格は「看貨人」によって見積もりをする。それによって税金を納める。中国商人が自由に日本商人と商売ができ、会館（唐人屋敷）とは関係がない。

第十条：中国人はそこで寺院を四か所建てた。興福寺、崇福寺、福濟寺、悟真寺である。（中略）

曾国藩の質問は次のようである。

- ① 納税の貨物と自由に日本商人と交易する人について、日本側は証拠としてどのように証明を発行するのか。西洋の商人と同じであろうか。このような商人と商船に対して、入港、出港、荷揚げ、船積みをする場合、日本の官員は関税を徴収し証明を出してから、また検査したり管理したりするのか。現在、向こうで交易している人々はすべて西洋の新例に従うのか、会館の旧例は最近変わったのか。
- ② 中国人は向こうで寺院を四か所建てたが、前もって日本で官署に申し込んだのか。建てた場所は日本の郊外の広いところかそれとも町に近いところか。敷地は買ったか借りたか。寺院の門番や管理者などはみな中国人であるか。出入りは全く自由であるか、中国本土の僧侶や道士はいるのか。
- ③ 同治三年、日本の商人は昆布などを持って上海に来た。その時、中国側がとった税金は日本側が定めた粗細貨物規定と比べた場合、相等しいのか⁴⁵⁾。

今後、もし日本側が章程のことを申し込んできたなら、中国人の日本での貿易規定を参考にするのか、寛大を示し少し緩めるのか 以上の三つの問題点を調べて明確にさせてから改めて決める。

以上の質問から曾国藩は関税や領事館が開設するときの土地問題などの具体的問題点を考えていることがわかる。

曾国藩の質問に対して、応宝時は次のように答えた⁴⁶⁾。

質問①について

現在、日本で貿易をする者が福建、広州グループであろうと、湖洲、寧波などのグループであろうと、すべて西洋の商家に入っている。貨物船が入港して荷揚げのとき通関の手続きをする。海関から人を貨物船へ派遣し、見積もりをし、数を数える。規則に従って納税すれば東洋の商人と貿易ができる。すべての章程や制限は西洋人の様式に従い、もう以前の会館の章程には従わない。税関の規則について、最初るとき、「細貨」は百両毎に二十両を徴収し、「粗貨」は百両毎に五両を徴収していた。そして現在内容が変わったが、「粗」「細」と関係なく、入港と出港はすべて貨物を見て見積もりをし、百両毎に五両を徴収する。納税後、貨物や商人は自由に出入りができる。別途に証明を発行しないし、検査や管理もしない。

45) 同治七年閏四月十四日収、上海通商大臣文一件

46) 同治七年五月初九日収、上海通商大臣文一件

質問②について

中国人が建てた寺は崇福寺、福濟寺、興福寺の三か所だけで、悟真寺は日本の寺であり、前回の報告は間違っている。崇福寺などの三つの寺はすべて大通りにあり、土地を買って建てられた。仏像を祭り、また亡くなった人の位牌を立てて祭る。寺の後ろの空き地および悟真寺の後ろの山地はすべて中国人の墓地として買われた。以前土地を買うとき、官署に申し込んだかどうか今なお尋ねることができない。応宝時は自分の推量によって、当時中国人に対する監視は極めて厳密であるので、おそらく急に勝手に契約を結んで買うことはできない。かならず許可を得たことであろう。調べたところ各寺の門番、管理者、住持の僧侶はすべて日本人であり、中に中国人はいない。ただ各寺の後ろの墓は、すべて命令に従って僧侶は見守っている。

質問③について

同治三年日本国の商船は貨物を乗せて入港した。その船が西洋の税則によって貨物税、トン税が徴収された。

中国側は日中間での独自の長崎貿易の規則に従って「章程」を作成する意向を表明していた。「章程」の内容について関心の集中する点はやはり税金と長期滞在の問題にあると言えよう。

4. 日本側からの返信

十月初九日、上海通商大臣の曾国藩はまた総理衙門に書簡を出した。その中で、応宝時の日本側からの返信のことについて報告している。

日本側の返信の中で「學術伝習」の意味については、「學術というものは我が国に益があることならどんな内容にしてもすべて学習したい」、また「印章については、再び上司へ伝えてほしい」とある。

そして、日本の国体の変化について言及した。「いま国の綱領は新しくなって、天皇は自ら政務を統括する」と明治維新のことを伝えた⁴⁷⁾

日本側の返信に対して、曾国藩は応宝時に次のように指示を出した。

「伝習學術」は中国の教義を受けに来るようなので、実行できる。今後、返信をする際、明らかに説明すればよい。もし中国に来る人がもっぱら中国の學術を習うのであれば、決して教えるのは惜しまない。もし中国に伝授するという人ならばなお調べる必要がある。

また印章については、シャムに対する方法と同様に船牌を入港、申請、納税の証拠をする方法を採用したいというようにも考えられるだろう⁴⁸⁾。

1868年の日本側の書簡に対して、中国側においては地方から中央にいたるまで、少なくとも日本の上海通商を認める方針はほぼ一致している。しかし、通商以外の長期滞在や學術の伝習や旅券などについて、やや難色を見せている。

47) 同治七年十月初九日収、上海通商大臣文一件

48) 同治七年十月初九日収、上海通商大臣文一件

結局、日本との関係については属国ではない日本を「制限」する章程を結ぶ方向に向かっていた。そして、応宝時の提案によって長崎貿易の規則に倣って新しい章程の内容を決めることになった。そして曾国藩は税関や土地などの問題に注目し、総理衙門は脱税や犯罪などの面にも注意を払っている。中国側は真剣に章程の内容を考えていたことが知られる。

結 語

以上に述べたように、本論文では幕末日本の千歳丸の来航、健順丸の来航、長崎奉行の書簡の三点についてそれぞれの内容の紹介を行った。とくに中国における地方から中央にいたる各段階での日本に対する対応のあり方を詳細に検討した。この分析を通じて、中国から見た幕末日本の位置づけがより詳細に把握できたと考える。

幕末日本の来航に対する中国側の反応について、佐々木揚は「特に千歳丸には高山晋作など諸藩の藩士が従者として乗り組んでおり、彼らの見聞は幕末日本の中国観に衝撃を与えている。しかしながら中国においては、これらの日本の開国後最初の対中使節団派遣が官僚や知識人に特段の影響を及ぼした形跡はない」と指摘している⁴⁹⁾。確かに本文で取り上げた史料の中で、鎖国して二百年以来、初めての上海訪問および明治維新の日本に対して、中国側は特に関心を示していなかった。しかし、日本との通商をめぐって、中国内部では意見の相違と変化が見られた点を注視する必要がある。

千歳丸の来航に対して、最初上海道台の呉煦は朝貢理念に基づいて日本の一回切りの貿易を許可した。五口通商大臣と総理衙門は日本の来航によって他の「弊害」を警戒していた。

その後、日本側は「上海のみの通商と領事の開設」という要求を提出した。上海道台は最終的に日本との通商に賛成するようになった。彼は日本を西欧無約国より一段低い位置に、しかし、他の東洋国よりは一段上の段階に位置づけている。五口通商大臣と総理衙門はとにかく日本と通商しないで、日本公使が派遣されてからまた対応しようと主張している。

また、健順丸の場合では、日本側から通商などの要請を出さなかったのも、特に問題にならなかった。しかし、「日本番号」で税関の手続きを済ませたことを許可した中国側の措置は従来と異なって、中国側の転換を見せているのである。

さらに1868年の長崎書簡については、上海道台から総理衙門まで上海通商を許可する態度を示し、日本に対して優位な立場に立って「制限」できる章程を結ぶ方法に方針を転換している。ここに中国の「東洋諸国」に対して、従来の「朝貢体制」から「条約体制」への転換しつつある一面を覗うことができたと思う。

結果的にみれば、日本側の三回の要請とも中国側に却下された。三年後、1871に、日清修好条規を締結した際、中国側の主張に従ってこれまでの中国と西洋列強国と結ばれた諸

49) 佐々木揚『清末中国における日本観と西洋観』P11、東京大学出版会、2000年

「条約」と区別するために「条規」という名称を用いたことになり、また西洋諸国に与えた「最恵国待遇」を条文に入れないようになどの主張は、上述した1868年の中国側の考えと関連があるといえよう。